

さいたま市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月25日

さいたま市長

清野 人

さいたま市規則第110号

さいたま市会計規則の一部を改正する規則

さいたま市会計規則（平成13年さいたま市規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																								
(出納員等及び現金取扱員等の収納金払込) 第27条 出納員等及び現金取扱員等は、その取り扱った収納金を納付書によって即日又は翌日これを指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、当該収納金につき、次の各号のいずれかのいずれかに該当するときは、収納した日から7日を経過した日までに払い込むことができる。 (1)・(2) [略] 2・3 [略] (証券の受領拒絶) 第31条 [略] <u>2 出納員等及び現金取扱員等は、指定金融機関又は指定代理金融機関以外を支払地とする小切手の受領を拒絶することができる。</u>	(出納員等及び現金取扱員等の収納金払込) 第27条 出納員等及び現金取扱員等は、その取り扱った収納金を納付書によって即日又は翌日これを指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、当該収納金につき、次の各号のいずれかのいずれかに該当するときは、 <u>証券により納付されたものを除き</u> 、収納した日から7日を経過した日までに払い込むことができる。 (1)・(2) [略] 2・3 [略] (証券の受領拒絶) 第31条 [略]																								
別表第2（第6条、第9条関係）	別表第2（第6条、第9条関係）																								
<table border="1"><thead><tr><th>設置箇所</th><th>区出納員となる者</th><th>委任事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>区役所区民生活部区民課</td><td></td><td>所管に属する事務事業に係る収入金及び歳入歳出外現金の収納及び保管</td></tr><tr><td>区役所区民生活部に置かれる支所</td><td></td><td>所管に属する事務事業に係る収入金及び</td></tr></tbody></table>	設置箇所	区出納員となる者	委任事務	[略]	[略]	[略]	区役所区民生活部区民課		所管に属する事務事業に係る収入金及び歳入歳出外現金の収納及び保管	区役所区民生活部に置かれる支所		所管に属する事務事業に係る収入金及び	<table border="1"><thead><tr><th>設置箇所</th><th>区出納員となる者</th><th>委任事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>区役所区民生活部区民課</td><td></td><td>所管に属する事務事業に係る収入金及び歳入歳出外現金の収納及び保管</td></tr><tr><td>区役所区民生活部に置かれる支所</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	設置箇所	区出納員となる者	委任事務	[略]	[略]	[略]	区役所区民生活部区民課		所管に属する事務事業に係る収入金及び歳入歳出外現金の収納及び保管	区役所区民生活部に置かれる支所		
設置箇所	区出納員となる者	委任事務																							
[略]	[略]	[略]																							
区役所区民生活部区民課		所管に属する事務事業に係る収入金及び歳入歳出外現金の収納及び保管																							
区役所区民生活部に置かれる支所		所管に属する事務事業に係る収入金及び																							
設置箇所	区出納員となる者	委任事務																							
[略]	[略]	[略]																							
区役所区民生活部区民課		所管に属する事務事業に係る収入金及び歳入歳出外現金の収納及び保管																							
区役所区民生活部に置かれる支所																									

		歳入歳出外現金（証券により納付されるものを除く。）の収納及び保管		
区役所健康福祉部福祉課	[略]	所管に属する事務事業に係る収入金及び歳入歳出外現金の収納及び保管	区役所健康福祉部福祉課	[略]

別表第4（第7条、第9条関係）		
設置箇所	区現金取扱員となる者	委任事務
[略]	[略]	[略]
区役所区民生活部区民課に置かれる市民の窓口		所管に属する事務事業に係る収入金及び歳入歳出外現金（証券により納付されるものを除く。）の収納及び保管のうち区出納員から委任を受けた事務
区役所健康福祉部福祉課		所管に属する事務事業に係る収入金及び歳入歳出外現金の収納及び保管のうち区出納員から委任を受けた事務
[略]		

別表第4（第7条、第9条関係）		
設置箇所	区現金取扱員となる者	委任事務
[略]	[略]	[略]
区役所区民生活部区民課に置かれる市民の窓口		所管に属する事務事業に係る収入金及び歳入歳出外現金の収納及び保管のうち区出納員から委任を受けた事務
区役所健康福祉部福祉課		
[略]		

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。